

国の電気料金激変緩和措置事業による電気料金の値引きについて

当社は、本年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、お客さまのご負担軽減を直接的に実現する為「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への参加を経済産業大臣に申請し、12月18日認可されました。

これにより、当社は本事業に参加し、2023年2月分の電気料金から値引きを実施しますので、お知らせいたします。なお、お客様からのお申込み等は不要です。

1. 本事業の概要

経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

2. 対象

当社と高圧の電力契約、低圧の電力契約をされているお客さま※

3. 適用期間

2023年2月分の電気料金から10月分電気料金に適用

4. 適用内容

適用期間中はご請求させていただく電気料金の基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）から国が定める単価を値引きし燃料費調整額を算出いたします。

5. 国が定める値引き単価

2023年2月分～9月分電気料金の値引き単価（税込）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭

2023年10月分電気料金の値引き単価（税込）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

※特別高圧の電力契約をされているお客様は対象外となります。

<本件についてのお問い合わせ先>

オフィスデバイス企画部 AED・OES企画課 TEL：03-6719-9890

受付時間：平日9時～17時（12時～13時を除く）